

「草津市ブロック塀等改修促進補助金」について

草津市では、道路に面するブロック塀等の撤去および改修費用の一部を補助することにより、地震時における人身事故の防止を図るとともに、震災時の避難経路を確保することを目的に、平成24年6月1日から「草津市ブロック塀等改修促進補助金」を始めています。

※道路とは建築基準法の道路とします。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀や土留め(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。)および門柱のことで。

■事前相談

申請者(ブロック所有者)は、**工事の必ず着手前に**、ブロック塀等改修工事の内容などについて**市と必要な協議**をお願いします。(市職員による現地確認を行います。)

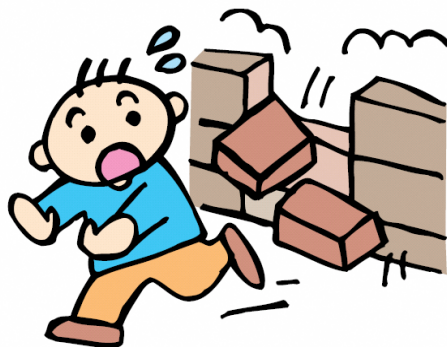
※御注意ください！

工事を完了した、工事中、または契約を締結した場合は、この事業の対象とはなりません。

*** 幅員4m未満の道路に面するブロック塀については、道路中心線から2mもしくは道路の対側から4m一歩後退した位置で設置する必要があります。(従前の位置より敷地側に移動)ブロック塀が敷地側へ後退した土地の道路への整備も個人負担が必要です。**

■ 補助対象工事

撤去:道路に面して設けられている高さが60cm以上のブロック塀等を撤去する工事
およびフェンスまたは生垣に改修する工事
ただし、フェンスまたは生垣の下部をブロック等にする場合は、ブロック等の高さは70cm以下(ブロック等の高さ60cm以下、かつ、基礎の見えがかり高さ10cm以下)とすること。
なお、道路により現況より後退して工事する必要がある場合がありますので御注意ください。



■補助内容、補助金の額

	上限	単価	備考
撤去の場合	なし	3千円/mまたは撤去費用の1/2に相当する額のどちらか低い額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)	処分費含む。
撤去後、フェンスに改修	なし	4千600円/mまたは改修費用の1/2に相当する額のどちらか低い額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)	フェンスは軽量なものに限る。 フェンス下部のブロック等の設置費も含む。
撤去後、生垣に改修	なし	3千500円/mまたは改修費用の1/2に相当する額のどちらか低い額(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる)	生垣は延長1m当たり2本以上連続して植えるものに限る。 生垣のブロック等の設置費も含む。

※長さの単位はメートルとし、1m未満の端数があるときは、小数第2位以下を切り捨てる。

★事前相談および問い合わせ先

草津市都市計画部 建築課 建築指導係

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-561-2378(直通) FAX:077-561-2486

『手続の流れ』

